【附属機関名称】会議概要

	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
会 議 名	足立区成年後見制度審査会(令和3年度第3回)
事務局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和3年 12月15日(水)
開催時間	10時00分 開会 ~ 11時40分 閉会
開催場所	中央館8階 災害対策本部室
出席者	(委員) 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、髙木委員 (職員) 高齢福祉課:宮本高齢福祉課長、関根権利擁護推進係長、 檜山高齢援護係長 障がい福祉課:日吉障がい援護担当課長、二見障がい施策推進担当係長、 小川虐待防止・権利擁護担当係長 西部福祉課:高野西部福祉課長 中央本町地域・保健総合支援課:田口中央本町地域・保健総合支援課長、 田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会:佐藤福祉事業部長、和田地域福祉部長、 山本権利擁護センターあだち課長
欠 席 者	福祉管理課: 千ヶ崎福祉管理課長 障がい福祉センター: 高橋障がい福祉センター所長 生活保護指導課: 北村適正化推進係長
会議次第	別紙のとおり
資 料	
その他	

様式第2号(第3条関係)

(審議経過)

○関根権利擁護推進係長

おはようございます。それでは、皆様、 定刻になりましたので、ただいまから令和 3年度第3回足立区成年後見制度審査会を 開会いたします。

高齢者施策推進室長の宮本は別件があり、遅れての参加となりますので、私、権利擁護推進係長の関根が開始させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本日、机上に配付した資料は次の5点です。次第、名簿、席次表。それから、議事 資料のつづり、分厚いものでございます。

それから、傍聴人の方へのお配りはしていないんですけれども、個別案件資料のつづりの5点になります。

不足している資料がございましたら、事 務局がお持ちいたしますので、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、まず、本日の出席委員の報告をさせていただきます。委員定数4名のところ出席委員4名で過半数に達していますので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを報告させていただきます。

なお、議事録作成のため、本日の審議は 録音させていただきます。何とぞ御了承く ださい。

また、発言の際には、最初にお名前を述べてから発言してください。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

これ以降の進行は八杖審査会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〇八杖会長

皆さん、おはようございます。朝早くから集まっていただき、ありがとうございます。

ちょうどコロナも一段落といいますか、 そういう時期になっておりまして、オンラインだけでなくて、集まってやるようなことも増えております。ですから、現場でもいろいろやり方が変わり、今まで訪問ができていなかったところを訪問するなど、慌ただしい師走になっておりますが、頑張って成年後見についてもやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、最初に、本日の議事録の署名 人をお願いしたいと思います。本日の議事 録署名人は矢頭委員と大輪委員にお願いし たいと思いますので、どうぞよろしくお願 いします。

では、次第に従いまして、議事を進めます。議題の1番、令和3年度成年後見制度利用促進事業実施計画及び実施状況(9月~11月分)について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○関根権利擁護推進係長

高齢福祉課権利擁護推進係長の関根で す。よろしくお願いいたします。

まず、資料の3ページを御覧いただきたいと思います。こちらが中核機関設置後の当区の一覧表といいますか、いわゆる審議会、地域連携ネットワークの場合分けをしたところの今年度の取組、来年度以降の数値となります。この数値は高齢者保健福祉計画に書いてあるもの等の集合でございます。令和3年度は、これに基づいて、各個別の事業を実施しているところです。

めくっていただきまして、我が区の現

状、権利擁護推進係で行った取組の状況な どを、まず報告させていただきます。

区長申立ての状況は、前回の審査会から 3か月分の太い囲みの部分ですが、検討数 や申立て件数、費用助成の件数などがござ います。

記載のとおりなんですけれども、欄外のところに令和2年度同時期の数字が書いてありまして、区長申立審査会検討件数が33件で昨年の同時期の49件と比べると減少しております。また、申立件数も前年の44件に対して34件と若干の減りがございます。報酬費用助成については前年度の数値とほとんど同じですが、審判請求費用助成の件数は倍増しております。

検討件数や申立件数が減っている状況ですが、その前段階であるところの相談件数はどうなのかと申しますと、右の5ページの部分になります。こちらは権利擁護センターあだちで行われている相談受付状況の集計結果でございます。

11月までですと、全ての相談件数において2,737件、昨年度同時期は2,365件ですので、相談件数としては増えている状況でございます。とりわけ、中の項番6番、7番の地域福祉権利擁護事業とあんしん生活支援事業、どちらも後見に至る前の段階の判断能力の段階で行われているものですが、その件数が増加しております。昨年度、地権事業においては年間で274件のところ、今年度は11月の段階で259件、あんしん生活支援事業も年間で196件のところを11月の段階で168件と、既に昨年1年間の数値と同じぐらいの数値になっており、今後も増えていくことが予想されます。

めくっていただきまして、6ページ、7ページが、先ほどの最初の表に基づく各取

組の内容となります。前回の審査会では8 月分までを報告させていただきました。月 のところの網かけ、それから太枠のところ は、今回、報告させていただく内容でござ います。

9、10、11月は以下のように実施しております。高齢の分野では、特段、中止したイベントなどはございません。よろしくお願いいたします。

知的障がいや精神障がいの分野で、何か 計画の現状ですとか変更点等ございました ら、よろしくお願いいたします。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長

障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当の 小川でございます。

6ページ、7ページのところで、知的障がいのほうでは、2大法人、大きな2つの法人に向けての小規模講座という形で計画をしておりましたが、秋口のところ、実際問題は実施できていない状況がございます。

知的障がいの部分に関しましては、権利 擁護センターなどと協力いただきながら、 法人の中のいわゆる人権権利委員会みたい なものがあって、そこの委員さんとグルー プワークみたいなことができればいいよね ということで、これは去年度から計画して いたことなんですけれども、法人に聞きま すと、その委員会そのものも全部、法人の 中で、まだウェブでやっているような状況 だったということで、なかなか集まってや るということができていないということ で、そうは言いながらも、大分この1か 月、2か月、収まってきている中で、働き かけを今しているところです。それで、人 数をもう少し絞った形でも、年度内に何か できないだろうかということの、今、働き かけをしておりまして、法人の担当の職員 とやり取りをしているところです。

それから身障のほうは、やっぱりこちらの法人も、主に管理職、主任向けに成年後見制度の研修ということで、講演会形式でしていると。これも2年連続で、ちょっとうまくいかなかったところがありまして、れも法人のほうに尋ねたんですけれども、今のこの状況が続くんであれば対面のやれる可能性はあるということで、なっただ、オミクロン株というのがという。ただ、オミクロン株というのがという。ただ、オミクロン株というのかというようところがあるので、計画をして、また計画倒れになりかねないというところもあります。

今後、やはりオンラインのものも含めて、我々も少し考えていかなくてはいけないかなというところは、今、いろいろ思案しているところでございます。年度内に、この3か月の中でできるかどうかというところは微妙なところではあるんですが、やれる方向に向けて努力していこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○田口精神保健担当係長

足立保健所中央本町地域・保健総合支援 課精神保健係、田口です。

精神障がいの方々に向けての講座の話ですが、地域活動支援センターふれんどりい、当事者向けの小規模講座が6月30日に実施できました。また、2月の下旬に家族向けの小規模講座を実施するという方向性が先日決まりました。高次脳機能障がい者の家族向けに小規模講座を実施したいと思います。

また、昨日、行政職員向けの研修があり ましたが、保健師向けの研修を昨年度はで きなかったので、今年度はぜひ実施した く、1月の中旬に保健師向けの研修実施を 予定しております。精神障がいの申立件数 が毎年少なく、保健師も、どのように情報 を収集して、アセスメントをしていったら いいかというところが、やはり知識が薄く なっていくものですから、少なくとも年に 1回は研修をしたいと思っております。

昨日の行政職員向けの研修にも参加した 者が、また1月にも参加するという話も聞 いていますので、保健師が実際に動くとこ ろの動きについて、1月では深めたいと思 っております。

以上です。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございました。

10月27日の地域連携ネットワーク協議会については、議題2で取り上げたいと思います。現在の状況については以上です。

次に、権利擁護支援センターあだちで行っていただいた研修の結果や報告、相談会の報告等をよろしくお願いいたします。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだちの山本です。私 からは8ページ以降についての御報告をさ せていただきたいと思います。

まず8ページ、これは9月の第2回審査 会の際にも、御報告させていただいた、ケ アマネジャー向けの研修の結果報告です。

コロナの感染状況が一番ひどい時期の開催ということもあり、動画を撮影してのYou Tubeでの配信という形で研修を実施しました。今回は、その隣の9ページ以降にある、実際に参加された方のアンケートをまとめたものを御報告させていただきたいと思います。

実施の結果ということで、区内313の

事業所に、この研修の御案内をさせていただいた結果、83の事業所、149名の方にウェブ上で動画の視聴という形で御参加をいただいております。アンケートの回答者は69名ということで、多くは在宅の高齢者を支援する居宅介護支援事業所のケアマネジャーが9割を超える参加をいただいています。一部、特養、老健等の施設ケアマネジャーも御参加をいただいているという状況です。

ページをめくっていただいて、10ページですね。3番のところ、ケアマネジャーとして、成年後見制度に関する相談を本人、家族から受けたとき、どのような支援をしていますかということで、ケアマネとして、方についての概要を削りしているというとしているというとが58%、もう一つ多かったのが、地域包括支援センターへの相談ですね。入谷の地域包括支援センターに窓口の紹介も含めて御相談をしているというところです。次いで、を超れて、3番手に来ているところです。3番手に来ているところです。3番手に来ているところです。

どうしてもケアマネさん、日頃のケース 対応の中での一義的な相談先というのは地域包括支援センターが1番になるかなというところもありまして、ケアマネとして、こういった相談を入れるのは、まずは地域包括と。そこで具体的な対応が必要になったり、申立てという流れになった際に、改めて権利擁護センターに御相談をいただいているところもあるということで、引き続き権利擁護センターとしても、地域包括支援センターとの連携というのは重要な部分なのかなと考えてお ります。

お隣、11ページ、自由記載の部分とい うことで、とても分かりやすく参考になり ましたという御意見があったり、先ほど関 根係長から、権利擁護センターの相談の状 況の御説明が、5ページの部分の相談の実 績のところがあったんですが、昨年に比べ て相談件数そのものが増えているというと ころの中で、地域福祉権利擁護事業、それ から高齢者あんしん生活支援事業の相談が 特に昨年に比較して増えているというとこ ろでは、まだ判断能力がある程度おありの 高齢者、あるいは後見類型ほどまで低下を していない、まだ残存の認知機能が残って らっしゃる方について、早期の段階で相談 につなげていただいているというところが あるという相談の実績にはなっているとこ ろなので、この自由記載のアンケート回答 の中の真ん中より少し下の17番などです ね。意思決定支援について、もっと勉強し ていきたいというようなお声もあるところ で、まだ御本人が、ある程度、意思を表明 できる段階で、御自身がどうされたいかと いうことを含めて、権利擁護センターに相 談していただくということが少しずつ増え てきているのかなという相談の実績からの 実感があるところでございます。

ケアマネジャー向けの研修の結果報告、 アンケート報告については以上となりま す。

続きまして、めくってただいて、12ページ。高齢者・障がい者無料法律相談の実施結果ということで、9月から11月までの実施結果を御報告したいと思います。

成年後見制度に絡む相談だけでなくて、 弁護士さんにお越しいただいての相談会に ついては、割と、そのほかに介在する法律 の問題、消費者被害であったりとか、ある いは債務整理というようなところが、御本 人の判断能力の低下に基づいて起きている ケースが御相談として上がってきておりま す。家賃滞納で困っている、自己破産した ほうがいいのかどうかというような御相談 だったりとか、あとは消費者金融から60 万円の負債がある。債務整理をしたほうが いいかなんていうことで御相談をいただい ているところでございます。

基本、毎月2枠、2件の御相談を受けるという形で実施はしているんですが、御相談が割と多くて、10月と11月については1枠ずつ増やして、3件ずつ相談を受けているという状況でございます。

お隣、13ページのほうを御覧いただきますと、この高齢者・障がい者のための相談会、昨年の12月から弁護士のお二人の先生に担当いただいて、毎月開催しているところなんですが、この12月から、今月から司法書士の先生による相談会も併せて実施していくということで、今、準備をしているところです。

司法書士の先生による相談については、 基本的には成年後見制度に絡む相談という ことで、それに付随して、相続とか遺言み たいなことで御相談に上がるケースはある と思うんですが、原則は成年後見制度につ いての御相談ということで、こちらも2枠 ずつ、お二人の先生に御協力いただいて、 12月から実施していく予定となっており ます。

14ページ、15ページについては、区 のホームページでも、こういった相談会を 開催しますということで、今年度の年度末 にかけての日程も含めて御案内をさせてい ただいているところです。

無料相談会については以上となります。 さらにページをめくっていただいて16 ページですね。これは毎年、リーガルサポートさんとの共催という形で実施している成年後見・相続・遺言無料相談会を10月30日の土曜日に行った際のご報告です。

リーガルサポート東京支部の司法書士の 先生から11名御参加いただいて、今日い らっしゃる矢頭先生にも参加していただき ながら、権利擁護センターの職員9名とで 相談会を実施しております。

事前予約で20組。定員が20組ということでありましたので、満席という状況でやったんですが、結局、お一人、直前でキャンセルが入ったので、結果、参加されたのは19組というふうになっております。

相談内容は、その下に書いております遺言、成年後見制度、相続といった形での相談が主となっております。

これもアンケートというところでいうと、この相談会は足立広報に、その開催の情報を載せておりますので、それを見て、参加しましたということが大半を占めているというところです。

そのアンケートの③のところで、長年の 課題に道筋がつきましたとか、専門家の先生からアドバイスをいただき大変参考になりましたというようなプラスの御意見をいただくところなんですが、上から3つ目の、せっかく来たのですが、用が足りませんでしたという方がお一人だけいらっしゃって、これは内容としては相続に関する相談という中で、相続税に関する相談をしたかったということで、税金の話になると、司法書士の先生は半ば専門外であるというところで、これは税理士さんに相談されたほうがいいのではないかということで終わっている相談になっています。

課題としましては、相談の申込みを受ける段階で、ある程度、細かいところまで

は、聞き取り、なかなかできないと思うんですが、どういった内容の相談かというところを少し聞き取りした上で御案内できるような体制を取れたらよかったのかなと反省しているところでございます。

リーガルサポートさんとの無料法律相談 会については以上となります。

最後、17ページですね。親族のための 成年後見制度講座の実施報告ということ で、これは11月の末に権利擁護センター の千住庁舎で行いました。

参加者10名の方、参加いただきまして、講師は司法書士の先生に制度の概要などを御説明していただいた後に、実際に御親族として後見人になられている方にもお越しいただいて、その司法書士の先生とのインタビューという形式で、実際の親族後見としての日々の活動だったりとか、親族後見になった経緯みたいなところをインタビュー形式で御報告をしていただいております。ということですね。

権利擁護センターからの報告は以上となります。

○関根権利擁護推進係長

議題1については、以上のとおりの報告 となります。よろしくお願いいたします。

〇八杖会長

ありがとうございました。

それでは、多くのご報告がありましたので、切り分けて意見を聞いていきたいと思います。まず、首長申立てや相談件数のお話が最初にあったかと思いますので、こちらについて御質問や御意見がありましたら、委員の先生方、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

矢頭委員、お願いします。

○矢頭副会長

司法書士の矢頭です。

その前に、先ほど小川係長から私への講師依頼の件で、2度、今まで頓挫しているというお話がありました。多分、3度目のオファーをいただくのを慎重に検討されていて、今まで以上に御配慮いただきながらと思ってらっしゃるのかもしれませんが、現在、非常に安定している状況だと思いますので、ぜひとも前向きに御検討いただいて、仮にオミクロン株で厳しい状況になって断念をするとなったとしても、二度あることは三度あるでございますので、お気遣いなくチャレンジしていただければと思います。

〇小川**虐待防止・権利擁護担当係長** ありがとうございます。

○矢頭副会長

それでは、私から少々申し上げたいのが、区長申立てについてなんですけれども、実は、ある事業所から相談を受けた案件、足立区内の案件で、個別の内容を伺いますと、いわゆる成年後見制度を利用したほうがいいだろうと思われる案件であります。

ただ、本人申立てはできませんし、また、親族申立てをしていただけるような親族がいらっしゃらない案件でありますので、そうなりますと区長申立てということが考えられるわけであります。

しかし、その案件においては、その担当する地域包括が、どうもその手続に乗り気ではないと、まだその時期ではないというようなことで、そこから先に進まないということでありました。事業所としては、その方の支援に非常に困っているという案件であったわけであります。

地域包括の見立ての話は伺っていません ので、それが全ての情報だとは思えないん ですけれども、一応、内容としては、権利 擁護センターは、この案件を知っているのかというところを聞いたところ、どうもそこまでは行っていないみたいな話でありますので、ただ、地域包括の頭越しにそういう話をするというのも、穏当を欠く可能性もあるので、例えば、地権事業等々の利用ができないかという角度から権利擁護センターに御相談したらどうでしょうかというアドバイスはさせていただきました。大分前の話なので、もしかしたら、もうつながっている可能性はあるかもしれません。

ここで申し上げたいのが、やはり地域包括は地域包括で非常に忙しく活動されているという中で、この区長申立てという、どちらかというと異質な事務が大分負担に感じているところがあるのではないのかというところが推察されるわけであります。

今、足立区内における区長申立てが、どういう仕組みで、どういう流れで、実際に申立てに至るのかというところで、その中で、本来、区長申立てにつながるべき案件がきちんとつながっているのかどうかという検証をできればしていただきたいなと思っているところです。

申立書の作成、それに付随する添付書類の収集等、福祉分野の方々にとっては、かなり異質な内容でありますし、また、人事異動によって、それまでのやられてきたというある方も、異動されて、全くやったとというところも、少し敬遠したとってみるというところも、もしかしたらあった中で、その仕組みとして、一定程度さらいるというというところで、そういった中で、その仕組み、そして、権利擁護センターと、まだ申立て案件の候補となるといるがる仕組み、こういったとことができているかどうかについて、できれば検証していただいて、何らかの形で事業

所が持っている問題意識を全体的に意識共 有、情報共有できるようになっているかど うかを確認いただけたらなということで、 今日この場で問題提起させていただいたの で、すぐ詳細な御報告をいただくのは難し いかと思いますけれども、できれば次回ま でに、そういった仕組みについて御説明を 御用意いただいて、御報告いただければあ りがたいかなと思っているところです。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。

今日は頭出しということで、次回にですかね。

○矢頭副会長

そうですね。もし今日何か御意見いただけるのであればお願いしたいと思いますが。

○八杖会長

では、まずは権利擁護センターから。も しコメントがあれば、お願いできますでし ょうか。

○山本権利擁護センターあだち課長

区長申立てに上がるケースの審査といいますか、どういった案件が上がっていくのかというところについては、区長申立てに係る事務は権利擁護推進係でやっているものなのですが、必ずしも権利擁護センターに御相談が入るものでもなくて、地域包括支援センターで、区長申立ての案件として必要性を確認していただいて、関係者の中で、前さばきというか、本当に必要性があるのかどうかということも踏まえて、ちょっと前段階での第1診断みたいなことを現場でなさっているということです。

その中で、包括も含めて、権利擁護センターに御相談いただいたケースについては、そういったカンファレンスにも参加を

させてはいただいているんですけれども、 高齢者に関してということでは参加はさせ ていただいているんですけれども、必ずそ こに権利を交えなきゃいけないかというよ うなルートには今なっていないというとこ ろなので、基本的には包括から、その前さ ばきの結果、区長申立ての案件として、こ れは必要ですということで、区のほうに上 げていただいて、その事例に関して、高齢 援護係の職員の方なども含めて、まず事務 レベルでの会議で、困難事例検討会という もので、その必要性についての精査を行い ます。

困難事例検討会で、これはぜひ区長申立 ての方向で進めていきましょうということ に判断がなった場合には、区の行政の管理 職も含めての区長申立審査会に最終的に認 り、そこで区長申立てとして実施していま ということの決定を行う流れとなっており ます。そのため、高齢者の方の区長申立 については、個別のケースの中で権利擁を センターが相談を、例えば、包括とケアマ ネさんと権利とで一緒になってケースもあ れば、全く権利が把握しないで困難事例を れば、全く権利が把握しないで困難事 かれば、全く権利が把握しないであた おりますので、一応、現状としては、そん な状況になっています。

関根係長からは何かありますか。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係長の関根です。

まず、区長申立てを最後ジャッジメントするのは、区長申立審査会の福祉部の管理職を中心とした合議体で、区長申立てをするかどうかという決定をそこでします。その前さばきとして、困難事例検討会というものを、それに先立つ二、三週間前に実施しているんですけれども、その困難事例検

討会というのは、毎月案件依頼をかけさせ ていただいております。それは権利擁護セ ンターあだちからつながる場合もあります し、地域包括支援センター、それから高齢 援護係、あとは福祉事務所のケースワーカ ーといったところからつながるところもあ ります。少し話は飛びますが、事務手続の 話でいえば、ほかの自治体などでは、例え ば、生活保護のケースワーカーさんが申立 書類一式をそろえたり、包括さんが一式そ ろえたりというのはあるんですけれども、 足立区では、区長申立審査会を経たものに 関しては、区の事務職員が申立て書類の作 成など、申立てに係る事務を行っておりま す。ですので、その際の戸籍の取り寄せや 診断書の作成依頼などはこちらの係で行っ ております。

たまたま個別案件が今回あるんですけれ ども、こちらの資料のようなジェノグラム や、対象者の資産状況などを現場から上げ てもらい、それを困難事例検討会で、どう いうところが不足していて、もう少しこう いうところをリサーチしたほうがいいなど ということを、我々係長レベルの職員や、 あとは社会福祉協議会も含めた社会福祉士 さん。山本課長も社会福祉士の資格をお持 ちだと思うんですけれども、そういった権 利擁護センターの方や基幹包括の方も含め て、ケースの方針や、区長申立てが必要か どうかというところを、そこで審議した上 で上げていきます。ですので、その最初の 取っかかりの案件依頼をかけたときのペー パーワークの煩雑さというところを、どの 辺の尺度で取るのか分かりませんが、も し、それがボトルネックになっているとい うのであるならば、そこは今後、改善して いく必要もあるのかなとかというところ を、今、感じたところでございます。

以上です。

○矢頭副会長

矢頭です。ありがとうございます。

そういう意味では、地域包括の職員の方が、もしかしたら大変な事務作業を負っているのかなというふうには1つの予測としてあったんですけど、そうでもなさそうだということですので、もしかしたら特殊事情なのかもしれないですけれども、ただ、やっぱり事業所ごとの色というんですか、その熱意も含めて、そういったところは少し注視をしていきながら、困難事例検討会に上がってくるべきものが、本当に上がってきているのかどうかといったところも注視をしていただきながら進めていただけるとありがたいなと。

できれば、地域包括の方々にも、いろいろ問題点の所在というものが意識として何かあるのかどうかといったところも確認をいただけるとありがたいなと思っている次第です。

すみません。もしかしたら特殊事例なのかもしれないので、一般論として、事務作業、制度の流れとして検討していただければありがたいと思います。

○八杖会長

ありますか。どうぞ。

○和田地域福祉部長

すみません。基幹地域包括支援センター の和田です。

包括支援センターを東ねている部署になるものですから、こちらの今回の事務の流れにも関わっております。そういった観点から、包括支援センターの立場で申し上げますと、恐らくいろいろな形で首長申立てということでの御相談というのが現場から上がってきた場合なんですが、独自に各包括で判断をするというではなくて、まず、

一番見るというところというのは代替え手 段、ほかの申立て手段がない場合が、首長 申立てという考え方を一つ取ります。

その上で、あとは、その申立てが必要な 状況に本当になっているかというところな んですが、単独判断ということはあまり現 場ではございません。大体、高齢の方の申 立てには基本的に全て包括支援センターが 入っております。というのは、包括が把握 していないケースでも、区が申立ての相談 を別ルートで出たときには、包括のほうに 把握をしてくれということで依頼が来ます ので、そういった流れがちゃんと1つでき ていまして、その中で、数年前に前さばき シートというのを作りまして、事務手続は 実際には行政で行うんですが、その前段階 での専門医の受診であるとか、また、この 方の資産の状況であるとか、あと実際に、 緊急に対応する必要性の有無だとか、全部 シートになっていまして、各包括は、その シートに従った形で、区が申立書類を作れ る前段階までを全部、包括が基本的には区 と連携して作っております。それはもうほ とんどシステマチックに動いている状況 で、各単独の25の包括が動けない場合 に、権利擁護センターでしたり、ほとんど 基幹が多いんですが、基幹の職員が一緒に 関わって、そこの作業などに関わったりし ております。

そういう中で、かなりシステマチックに、いろいろな目が入って行われていく作業になっているので、今回の御定義いただきましたケースのようなことというのが、どういう状況だったのか、少々分からないんですけれども、かなり足立区の首長申立て、現場のほうから見ていますと、1つの仕組みとチェックが入る流れが確立している中で包括業務としては動いておりますの

で、恐らく、その辺のところで、課題は幾つかあるんだと思うんですけれども、今の 段階では、恣意的に、この包括だから止ま るなどという流れにはあまりなっていない 仕組みというように認識しております。

以上です。

〇八杖会長

ありがとうございます。

次回の審査会のときにも、今の議論を、 もう少し各部署のほうで、そこを検討いた だいて、御報告をいただきたいと思ってお ります。

私が聞いていて気になったのは、4月から中核機関が立ち上がったということでしたよね。それと、その首長申立ての関係というのは、いま一つ整理されていないのかなというような印象は持ちました。

中核機関では、必ず権利擁護センターが 関わるということになっているのではない かと思いますので、今のような仕組みのま までよいのかどうか、そこを改めて見直し ていただく必要があるのかなと思いまし た。

昨日、行政機関向けの足立区の職員の皆さんに、成年後見の研修をさせていただいた際に、中核機関の説明をしたんですが、結局、足立区の中核機関って何をするのかというのが決まっていない、よく分からない。そのため、中核機関ができましたからい。そのため、中核機関ができましたからとした。もう少し、今の足立区のかというさいもう少したがあったようなかということなど、そういったとでくのかということなど、そういったとこのではないかと。そうでないと、皆さん、今までの仕組みにどうつないだらいいのか、

あるいは中核機関にどうつないだらいいのか、現場の皆さんは混乱して、本来上がってくるものが上がってこないということもあるのではないかと思いました。そこは併せて御検討をお願いしたいと思います。

矢頭委員、ほかに何かございますか。大 丈夫ですか。

○矢頭副会長

大丈夫です。

〇八杖会長

先ほど、件数のところの話がございましたが、そちらについて御意見のある委員の 先生方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

そうしましたら、その次の研修などの実施について、高齢、知的、精神と、今後の予定も含めて御報告をいただきましたので、こちらについて、御意見やアドバイス、御質問などあればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○大輪委員

大輪です。よろしいでしょうか。

次の研修の問題ともリンクしているんで すが、実際に弁護士相談の中にあった、知 的障がいの方が現在入所している施設から 退去を求められているようなケースという ような事例があったかと存じます。これは 個別問題でもありますが、実際には地域の 問題にもなってきます。利用者が高齢にな ってきて、知的障がいの施設での継続が難 しくなってくるというような案件が出てく るかと思います。まさに意思決定支援も、 ここに十分に関わる問題ですし、このよう な場合に、どのようなチームをつくって、 本人の意思決定支援を行っていくか、それ から利害関係者が、例えば、施設側は利害 関係者にもなりますから、どういう事情 で、この退去せざるを得ない事情なのかな ど、そういったことを丁寧に確認していく 必要があるかと思います。なので、具体的 な相談が上がっている事例などを基にし て、ぜひ研修、意思決定支援の研修も併せ て進めていただければなと考えますが、い かがでしょうか。

〇八杖会長

ありがとうございます。これは社協さん の弁護士相談のところですかね。権利擁護 センターのほうから何かコメントがあれば お願いしたいと思います。

○山本権利擁護センターあだち課長

1つ補足させていただくと、この毎月行っている相談については、基本的に我々職員、その場に同席をしないで、弁護士の先生と相談者とでマンツーマンで御相談をいただいて、後から弁護士の先生から御報告をいただいて、こういった形で報告させていただいているという流れになります。

ただ、今、先生からありましたとおり、 意思決定支援というところの捉え方だった りとか、そもそも、我々センターの職員 も、どういった形で御本人の意思が存在し て、その決定を支援していくのかというよ うなところについての整理というのは、ま だまだ追いついていないところが現実とし てあるかなとも感じておりますので、その 辺については、そういった研修の機会だっ たりとかを、ぜひとも考えていきたいと思 います。

○八杖会長

よろしいですか。ありがとうございま す。

たくさんの研修とか勉強会とかしていた だいていると思いますが、やりっ放しで終 わってしまったら大変もったいないなと思 っています。やはりそれぞれの研修は目的 を持ってやっていると思いますから、しっかりと検証して、その現場にどうつなげることができるのかなど、そういったことも含めて御検討いただくのがよろしいかと思います。

毎回、本当にいい研修をたくさんやっていただいているのに、次回はまたリセットされて、新しい研修が単に行われているだけといった印象もないわけではありませんので。大変もったいないので、ぜひ、そういったところも意識していただければと思います。

研修の件は、この程度でよろしいでしょ うか。

では、議題の2番に進みたいと思います。議題の2番は地域連携ネットワーク協議会について、御説明を事務局のほうからお願いいたします。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係長の関根です。よろしくお願いします。

議題2です。

まず、議題2、20ページ開いていただきますと、先ほどから中核機関ですとか、ネットワーク協議会というような、いろいろ出ているんですけれども、今年度、4月1日から足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会という設置要綱が、検討会設置要綱から協議会設置要綱になりまして、地域連携ネットワーク協議会、以下、協議会というものが設置された次第でございます。

内容は記載のとおりです。

第2条の所掌事務のところで、ネットワーク構成団体に関すること、機能に関すること、中核機関との連携に関することというところでございます。

めくっていただきますと、22ページに

構成メンバーを書いておりまして、外部委員が14名いらっしゃいまして、事務局としては、区と社協、今回、これに関しましては基幹や権利擁護センターあだちも含めて、今のこのメンバーは、ほとんど事務局になるような形で、上の委員さんたちと協議会を構成しているところでございます。

右側は10月27日に、本来、7月に第 1回のネットワーク協議会を行う予定でしたけれども、緊急事態宣言が出て延期という形になりまして、大分遅れてしまいましたが、この部屋で10月27日に第1回目を実施した次第でございます。

名簿にあります金融機関の方が所用で出 られなかったんですけれども、それ以外は 全員出席されまして、協議会を開催するこ とができました。

各専門職後見人の現場からということで、次第の4にもありますように、弁護士、司法書士、社会福祉士の三士の方から、専門職後見人の実際の活動や事例などを御報告いただきまして、私は非常に有意義な会で、この会の趣旨でもある最初の関係機関の顔見せというところはできたかと思っております。

その際に使用しました資料が24ページ 以降になります。協議会の説明で、名称が 地域連携ネットワーク協議会という名前な ので、厚生労働省の基本計画の中の権利擁 護支援の地域連携ネットワークと混同しそ うだったので、一応、協議会の位置である というのを説明させていただきました。中 核機関は区と権利擁護センターあだちで一 体的に運営しており、それを中核機関とい う形で呼ぶことになりました。先ほど中核 機関の御指摘がありましたので、今後、そ の中核機関をどのように運営していくかと いうところや、それも含めた協議会という のをどのように運営していくかというところを、今後、顔見せが終わった後で検討していく必要があると思っておりますが、このような形で委員の方々に、協議会の位置づけや、中核機関のことなど、自治体が取り組むネットワークの構成について説明させていただきました。

以下、めくっていただきますと、26、27ページに、中核機関のことや協議会のイメージということが書いてありまして、中核機関の概念であるところの司令塔機能、進行機能、事務局機能というところを果たす役割の4つのセグメントに分けてあります。機能と一緒に、どこの事業をどのようにやっていくかというところを、今後、この協議会の中ないしは中核機関の中で行っていく必要があるのかなと思っております。

めくっていただきまして、28、29ページで、その中核機関における、区と権利 擁護センターあだちとの役割分担という形で、このような形で書いております。

以上です。

30ページに移ります。部会という名前はいろいろと変えていかなくてはいけないとは、思っているんですけれども、協議会の中でメインとして活動していくというを絞って部会と銘打ってやって、デラータをつかな形で作成するというで、活動内容案ということで、デラーとで、一がなましたがではきましたがであればいただきましたがで、記事を右、31ページにありましたように寄稿していただれて、ホームページにアップできる、中核機関の項目作りましたので、そこのホームページにアップできればいいかなということで、32、33ページのような割り付けを

する予定で、原稿をいただいている団体も 既にございます。

取り急ぎ、事務局主導で今年度の活動としてやってしまったような気もしますので、今後、区や委託先の体制等もふまえながら、2回目以降に活動等を検討していく必要もあるのかなというように内省しております。

以上でございます。

〇八杖会長

御説明ありがとうございました。

では、この地域連携ネットワーク協議会の件について、御質問や御意見をいただきたいと思いますが、まず、矢頭委員が参加メンバーということかと思いますので、その立場も含めて、コメントをいただければと思います。よろしくお願いします。

○矢頭副会長

実は私自身、少々反省をしておりまし て、私、審査会の委員のメンバーとして、 ここに参加させていただいているわけなん ですけれども、審査会の委員としては足立 区内における成年後見制度の利用促進の事 業について、第三者的な視点でいろいろな 意見を申し上げるという立場だと思ってい るところなんですが、私、このネットワー ク協議会の中の委員にも入り、かつ今回、 この中の広報部の中にも、司法書士が担っ てくれということで、そういう状況の中 で、こういった現場の仕事もしつつ審査会 の委員もやるというのは、よくないなとい うところを、今、反省しているところで す。そういう意味においては、なるべくこ ういった広報部会という現場のところは、 ほかの司法書士のメンバーに頼みたいなと いうふうに思っていたところ、まだ、こう いった現場の活動も走りながら考えていく ということ。どこでも、それほど先進的な 事例とか、多少はあるにせよ、足立区内の事情に即した活動はどうあるべきなのかといったところが、まだ議論が煮詰まっていない状況の中で、ある程度、走りながら考えていくというのはやむを得ない状況の中で、かといって、ほかのメンバーに託したときに、今までの議論とか、そういったところが全く分からないところの中で、何をどうすればいいのかというところが戸惑って、一時期はちょっとお願いって振ったところ、何をすればいいか分からないというところもあって、結果的に、3人のメンバーでやらざるを得ないというような形になっているところであります。

そういう意味においては、一定程度、基礎的な、まず広報部会というものは、どういう根拠の下に設置された部署で、何をやっていくのかといったところの大本の骨組み程度を早めに確立させていただき、これは多分、協議会の本会の中で議論をしていくということになろうかと思います。その議論の中では、多分、他の地域の先進的な取組を踏まえて、足立区の活動としているところを目指していくと、そこをある程度イメージを共有していくというところだと思うんですけれども、そこのところが早くできて手渡したいなというふうに思っている次第です。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、もしくは区役所の皆さんから、何か御意見や御質問、コメント等あったら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小川さん、よろしくお願いします。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長

障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当、

小川です。

先ほどの議題1のところの議論にもあっ たかと思うんですけれども、中核機関と区 長申立ての関係性みたいなお話があったか と思います。高齢の部分と障がい、障がい も精神障がいと知的障がいというのは当然 あるんですけれども、今、例えば、区長申 立てなどで、障がいの知的障がいの部分で 出てくるのは、やはり先ほど大輪先生から あったような、そもそも知的の施設にずっ といた人が、身障的なところの障がいが出 てきたから、もういられなくなったのでと か、あるいは介護保険の施設へ移るんだけ れども、親御さん等のキーパーソンが、も うそもそも難しいので、何とか区長申立て でやっていただけないかみたいなものが、 ずっと蓄積していた部分があります。

それと同時に、地域のところでいうと、 やっぱり親御さんの高齢化と御本人の高齢 化で、不幸にして親御さんが倒れて、どう しようもなくなって、ほかに見る人がいな いから、やはりここは区長申立てでという ようなことが少しずつ増えてきています。 そういう意味では、やはり知的障がいの方 は、そもそも判断能力とかという部分で は、なかなかしんどい状況がずっと小さい 頃から来ていて、一方で、じゃあ、意思決 定支援であるとか、もっと言うと権利擁護 ということを、どこまで尊重されて、どこ まで考えられて支援をされてきたんだろう かというのが、そもそもあるような気がす るんです。特に入所施設に入ったら、言葉 は悪いんですけれども、一丁上がり的なと ころというのが、どうしてもある中で、施 設入所している人に対して、成年後見制度 の区長申立てで何か後見人さんを御支援し ていただくようになったとしたら、そこで 何か終わっているような気がしていて、特 に障がいの場合は、足立区外のほうが圧倒的に入所施設は多いですので、私自身も、例えば、青森であるとか、秋田であるとか、そういったところの区長申立てをやったことはありますが、では、どこまでそれが行けるのかという話になると、現状でいうと3年に1回の障害支援区分の調査のときに行くぐらいなわけですよね。それもコロナがあって、来てくれるなと言われていて、今、その調査そのものもできていないみたいな状況があります。

そういう中で、このネットワーク協議会 に、戻ったときに、やはり地域の中でどれ だけ意思決定支援とか権利擁護ということ を、それぞれの関係者が考えて、知的障が いの方の支援をしているのかというと、残 念ながら、まだまだ、そこはやはり重要視 されていないなというのが実感としてあり ます。それを啓発していく、あるいは広報 していくというか、その1つの仕組み、や り方として、前段のところの小規模講座の ところで、御家族が一番ぴんとくるのは、 区内でいうと施設の職員、通所施設の職員 の言うことが一番安心できるというのが現 状としてあって、これが高齢の仕組みのケ アマネジャーさんとの違い。相談支援専門 員よりは、やはり毎日通っている施設の職 員のほうが信頼感は高いんですよね。だか ら、そこに小規模講座でいろいろ働きかけ ていって、例えば、グループワークなどい ろいろやりながら、その部分を刷り込んで いくというか、一緒に考えようというとこ ろから始めていかなくてはいけないと思っ て、小規模講座の計画を立てているところ なんですけれども、障がいの部分でいう と、やはりそこが一番必要になってくるな と思っていて、そういう部分では、それを どうやって広報的に、あるいは啓発してい

くのかというところが、やらなくてはいけ ないところだと考えています。

それを、我々の立場でどういうふうにしていくのかというのが、これから、このネットワークの協議会のところでも意見を私も言いながら、具体的に発信していくということになるのかなと考えています。障がい、知的障がいの部分では、そういうふうに考えています。

以上です。

〇八杖会長

ありがとうございます。

大輪委員、今のことについて、もしお話 があれば。

○大輪委員

大輪です。

私も同じように思っておりまして、施設というのは、やはり閉鎖的なところでもございまして、施設が1度、こういう方針を立ててしまうと、自分たちの施設では限界だというような形で、ほかの施設へというような感じで利用者の居所が決まっていくというようなことが往々にしてありがちだと思います。

保護者も高齢になり、自らが施設を選んだり探したりすることができない状況の中で、本当に本人に適した施設をどうやって選ぶのかというような課題もそこには含まれているかと思います。具体的なケームを支援する体制づくりというのがすごく重要トレスをますし、チームをコーディネーのはもちろんですが、権利擁護支援の視点から意見を言える立場の方たちが関わって、本人の意思決定支援や、将来のことを考えていくというようなことが重要になってくると思っています。

後見人だけでは、なかなかそこに関わって入っていくのは難しく、選択肢がない中で、どうしたらいいのかと迷うことも往々にあります。ですから、ここは検討のためのチームをつくっていく支援をお願いしたいと思います。

〇八杖会長

ありがとうございます。

地域連携ネットワーク協議会の構成なのですが、今、国の厚生労働省の基本計画、本年度が成年後見利用促進最終年度ということで、今、次期計画というのが国で検討されて、1月頃にパブコメというような流れになっています。

その中で、協議会の在り方、構成員とい うところの内容がありまして、最初の5年 の計画のときには、やはり支援者を中心と したメンバーで協議会を構成していこうと いうことがうたわれていたんですが、次期 5年計画のところでは、その支援者に加え て、当事者の皆さんの声を発することがで きる方も協議会に加えていこうという計画 になっているようです。ですから、今のお 話を聞いていて、やはり成年後見というの はこういうものであるとか、こういった支 援体制があるとか、当事者の皆さんも協議 会の中で発言ができるような協議会に将来 的にはなっていくと、少しずつ、こういう やり方もあるんだねとか、こういう施設も あるんだねとか、いろいろなことが情報共 有できてよいのではないかというのを少し 感じましたので、今後、このネットワーク 協議会をどんな形で足立区が進めていくの か、26ページに、一応、計画のようなも のが簡単に記載されておりますが、これを 具体的にもう少し考えていく必要があるの ではないかというのを感じたところです。

皆さん、ほかに何かありますでしょう

か。始まったばかりの協議会ですから、これからいろいろな議論をして、積み重ねて、いい流れになっていくとよいなと思いました。

今日、中核機関の話も少し話題にいたしましたが、4月から中核機関も協議会もできて、足立区成年後見利用促進の新たなスタートをしたのだと思います。

今、お話を議題1と議題2で伺っていますと、結局、これから中核機関とネットワークがどう利用促進に関わっていくのかというのが、あまり具体的に詰められている状況にはないのではないかというのが印象として感じたところです。

26ページに、その簡単なネットワーク 協議会の今後の計画が書かれていますけれ ど、やはり足立区は、今日、お話伺ってい ても、いろいろな仕組みがあって、いい仕 組みがあって、皆さん頑張っている状況で すから、どこに向かって、この成年後見利 用促進をやっているのかというところを、 いま一度、御検討いただくのがいいのでは ないかと思いました。

前年度から少し話題になっていましたけれど、福祉保健計画に入れ込むことはできなかったと思いますが、足立区の関係者の内部で、また簡単な計画を少し立ていったらいでのかということを、ざっくばらんに協議会などとも議論していただいて、内部を作成いただきたいなというのが前年度からお伝えしているところですので、今年度も諸会が立ち上がりましたので、ぜひ、その計画についても何とか御検討いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

では、連携ネットワーク協議会の議題は 以上とさせていただきたいと思いますが、 よろしいですか。

では、議題の3番、(令和5年度登録) あだち区民後見人の公募のスケジュールに ついて、事務局のほうから御説明をお願い したいと思います。よろしくお願いしま す。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係、関根です。よろしくお 願いします。

議題3、あだち区民後見人の公募につい てです。

9月に、委員の方々に最終選考していただき、今年度、10月に3名、新しく登録させていただきました。昨年度はコロナの関係で公募を見送ったんですけれども、今年度は募集し、4年度に養成をしまして、5年度に登録を目標とすることで、以下の36ページに記載しています計画のとおり公募説明会をし、養成し、令和5年度、再来年度の4月に登録を目指すものでございます。

募集目標としては10名です。

公募説明会を1月18日と21日に開催 します。当初は区役所と北千住にあります 千住庁舎と分けて実施する予定だったんで すけれども、少々内部の事情がありまし て、区役所から変更となり、両日とも千住 庁舎で行うという運びになりました。

スケジュールは以下のとおりです。

37ページ以降にありますが、既にホームページにも、アップしていますのと、最終稿まで間に合わなかったんですけれども、39ページに特集記事として、芸人をされながら、足立区の区民後見人やられている青空一風さんにインタビューしたものを掲載したものを広報として12月25日

号に載りますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〇八杖会長

ありがとうございます。

御質問や御意見がありましたら、委員の 先生方、よろしくお願いしたいと思いま す。いかがでしょうか。特にございません か。

今年も募集は10名。養成を10名予定しているということかと思いますけれど、これはいいんですかね。令和3年度養成目標10名と書いてありますが、これは10名出すと、登録者がまた40名を超えるような感じになって、受任者が6名というような、登録者ばかりが増えていくという問題になるような気もしておりますが、その点は何か改善というか、こういうプランで増やしていきますというのはあるんでしょうか。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターの山本です。

まさにそのとおりでございまして、区民 後見人さんの受任件数がなかなか思うよう に増えていかないというところで、センタ ーとしても、この間、弁護士の先生や司法 書士の先生が担当されていたケースを区民 後見人さんにリレーするという形で案件と して2ケースほどいただいていたんですけ れども、手続を行う前の段階で、急遽入院 してしまったとか、施設に戻るのが難しい 状況になってしまったというようなことが 相次いで、なかなかそれもかなわないとい うところがありました。

区民後見人さんにリレーしていくもう一つの方法として、法人後見からのリレーというようなことも検討している中で、今、 社協として法人後見を受任しているケース が3ケースあって、実は先日行った法人後 見の審査会の中でも、4件目として、新規 受任するケースの審査をいただいて、ゴー サインが出た。では、申立てをして、法人 後見として受任して、落ち着いたらリレー していこうという形を、法人後見の4件目 の受任を検討していたところ、申立て半ば で、その方もお亡くなりになってしまっ て、なかなか法人後見からリレーするとい うところも件数が芳しくないような状況に なっています。

ただ、今、法人後見で受任している3ケースの中の2ケースが、現状、1ケース目は老健に入所されている方が、特養の入所が決定いたしまして、年内もしくは年明けすぐに特別養護老人ホームのほうに入所することができますので、このケースについては法人後見支援員という形で、実際にこの後見活動のメンバーの方から選ばれた方に、まず活動していただいて、慣れてきたところでリレーしていくということを直近で検討しているところです。

もう一件が、グループホームに、今、入 所されている方なんですが、今、入られて いるグループホームが聴覚障がい者の方の グループホームで、聴覚障がいのある方、 若い方も年配の方も、たくさん、いろいろ な属性の世代の方がいらっしゃるというと ころで、認知機能の低下によって、そこの 利用者さん同士でトラブルがあるというと ころで、特別養護老人ホームの申込みを、 この方についてもしていたところ、この方 も同じぐらいのタイミングで、特養の入所 が今決まったところです。なので、そちら についても法人後見支援員に、まず導入を した後に、慣れたところでリレーしていく というふうな、今、想定で、法人後見で、 今、受任している3件のうち2件が法人後 見支援員の導入から単独受任へのリレーを 年度内には進めていければなというふうに 動いているところでございます。

○八杖会長

ありがとうございます。いろいろ御検討いただいているようですが、やはり非常にやる気があって、せっかく養成をしてということですから、しっかり活躍をしていただく、そういったことがますます必要になってくるかと思います。

御承知のとおり、今、どんな方が成年後 見人になっているのかというところで、親 族が2割、専門職が8割という、こういう 状況なんですね。これはやはり、少し成年 後見制度が使いづらいといいますか、必ず 専門職がついてしまうといった、そんな流 れというのはよくないと言われていまし て、後見人をやる人の多様性、いろいろな 方が後見人をやるということで、市民後見 人さん、区民後見人さんの役割というのは ますます重要だと、次期計画にも、そうい った記載がされております。新たに活躍支 援という言葉もできるのかな。ですから、 足立区もせっかくいい人たちがたくさんい るわけですから、皆さんにどう活躍してい ただくのかというところを、今まで以上に しっかり御検討いただきたいと思います。

そこはやはり中核機関としてのマッチングのところでも、もっと区民後見人さんが候補になってくるようなことも増えてきていいんじゃないかなと思いますから、ぜひ、御検討をお願いしたいと思っております。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係の関根です。

区長申立審査会の前に開催する困難事例 検討会、名前が確かに物々しいですが、実 際、虐待なども、もちろんありますけれど も、最近多いのは、支援者不在ケースや、 施設の入所が決まれば生保廃止になるとい うケースで、そういったケースに関しまし ては、積極的に区民後見人の受任を進めて いくということで、入所手続などは専門職 がやって、その後に区民後見人へのリレー を考えるということは、審査会でも度々挙 がっております。

〇八杖会長

ありがとうございます。まさにそのとおりで、区長申立ての間口を広げてやっていくのも一つの方法だと思います。

ただ、区長申立ての件数を見る限りでは、そこがなかなか件数には結びついてきていないように感じます。そうしますと、冒頭、矢頭委員からもお話があったような、きちんとみんなで統一的な、包括の皆さんとかで、こういった案件も区長申立に上げていいというところが、少々浸透していないのかなとも思いますので、その点も、皆さん、御協力をお願いしたいと思います。

では、今の区民後見人の公募の件はよろしいでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、本件の質疑は以上とさせていただきます。

議題の4番ですが、これは個別案件となりますので、大変申し訳ありませんが、傍聴人の方は御退室をお願いしたいと思います。

(傍聴人退室)

(議題4の質疑は非公開)

○八杖会長

では、最後に事務局から次回の日程について御説明がありますので、よろしくお願いします。

○関根権利擁護推進係長

大きな次第の2番になりまして、次回の日程ですが、令和4年の2月24日午前10時から、同じ部屋を予定しております。

また、現在の委員の先生方の任期が、令和4年1月24日までとなっております。その件につきまして、今、内部調整をして、また再度、再任などのお願いをさせていただいた上で委嘱をさせていただきたいと思っております。こちらの調整が済み次第、またご連絡させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

〇八杖会長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。

議事録につきましては、事務局が作成し、 各委員への御確認をお願いします。

本日は、これで散会させていただきます。 ありがとうございました。

(閉会)